

十和田市企業誘致サポーター設置要綱

(設置)

第1条 十和田市出身者等の人的ネットワークを通じ、企業誘致に関する情報提供を受ける、及び協力を得るため、十和田市企業誘致サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 サポーターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企業誘致を目的とした情報収集及びその情報を本市に提供すること。
- (2) 市が行う企業誘致活動に関して協力すること。

(登録)

第3条 サポーターとして登録できる者は、次に掲げる要件を満たす者であつて、市の企業誘致に関する意向を十分に理解し、第2条に掲げる活動に積極的かつ誠実に取り組む意欲がある者とする。

- (1) 本市出身者又は本市にゆかりのある者
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が認める者

2 サポーターの登録を受けようとする者は、十和田市企業誘致サポーター登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、十和田市企業誘致サポーター登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録期間)

第4条 サポーターの登録期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。

(報償)

第5条 サポーターは、無報酬とする。

2 市長は、サポーターの活動に資するため、名刺を提供する。

(欠格事項)

第6条 次のいずれかに該当する者は、サポーターとして登録することができない。

- (1) 国会議員、都道府県議会議員及び市町村議会議員並びに国家公務員及び地方自治体の職員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者又はこれらと関係の深い個人若しくは法人に属する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
（登録の取り消し）

第7条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当した場合は、第3条の規定による登録を抹消することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) サポーターとしてふさわしくない行動をしたとき。
- (3) 十和田市企業誘致サポーター退任申出書（様式第3号）により退任を申し出たとき。
- (4) その他市長がサポーターの適格性を欠くと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、十和田市企業誘致サポーター登録取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（守秘義務）

第8条 サポーターは、活動で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。サポーターを退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 サポーターに関する庶務は、企業誘致主管課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

(十和田市企業誘致支援大使設置要綱の廃止)

2 十和田市企業誘致支援大使設置要綱(平成26年12月1日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(十和田市企業誘致支援大使設置要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第2条の規定による委嘱を受けている者は、この要綱の施行の日に、第4条の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録を受けたものとみなされる者の登録期間は、同日におけるその者に係る旧要綱第2条の規定により委嘱された十和田市企業誘致支援大使としての任期の残任期間と同一の期間とする。